

目黒区通所系介護サービス事業所における高齢者の新型コロナ
ワクチン接種に係る移動等支援助成事業Q & A

※____は追加・変更分

1 支援対象者・事業者について

	質 問	回 答
1- 1	要支援者に対して新型コロナワクチン接種会場への移動等支援（以下「移動等支援」という。）を実施した場合、助成対象となるか。	この助成事業の対象は要介護1から要介護5までの利用者としているため、要支援者は助成対象となりません。
1- 2	当該通所系事業所の利用者以外の高齢者に対して移動等支援を実施した場合、助成対象となるか。	この助成事業は、通所系事業所と契約している利用者に対して実施した支援を対象としているため、利用者以外の高齢者への支援は助成対象となりません。 なお、通所利用者以外の人に対して事業所の車両で送迎等を実施する場合、道路運送法に基づく許可等が必要となる場合がありますのでご留意ください。
1- 3	第2号被保険者の利用者に対して移動等支援を実施した場合は助成対象となるか。	要介護度その他の条件が助成要件に該当していれば対象となります。
1- 3 (2)	<u>40歳以上65歳未満の生活保護受給者（介護保険の被保険者ではない者）に対して移動等支援を実施した場合は助成対象となるか。</u>	<u>要介護度その他の条件（目黒区介護保険被保険者の要件を除く）が助成要件に該当していれば対象となります。</u>
1- 4	目黒区内の家族宅に住んでいる利用者で、保険者が他の市町村の場合、助成対象となるか。	保険者が目黒区以外の場合は助成対象となりません。
1- 5	みなし指定の事業者は助成を受けられるか。	この助成事業は、指定事業者を対象としているため、みなし指定事業者は対象外となります。

2 支援の実施について

	質 問	回 答
2- 1	サービス提供時間内に移動等支援を実施する場合にも助成対象となるか。	事業所の運営や他利用者の送迎に支障をきたさず、かつ安全が担保できる場合に限り可能とします。 なお、サービス提供時間内に実施される移動等支援は介護保険外サービスとなるため、当該支援を実施した時間帯は介護報酬の算定対象から除外する必要があります。
2- 2	サービス提供時間内に移動等支援を実施する場合、ケアプランの変更は必要か。	ケアプランの変更及びサービス担当者会議の開催は不要としますが、ケアマネジャーと連絡調整を行い、ケアマネジャーの支援記録に記載する必要があります。

2- 3	助成要件②の接種会場内での介助が任意となる条件「接種会場内での移動等に係る安全が担保されている」とはどのような場合か。	ご本人が介助を不要とした場合で、次のようなケースが想定されます。 ・合流したご家族が介助を行う場合 ・会場のレイアウトや段差等の状況と支援対象者の状態を勘案して、転倒等のリスクが低く、かつ、受付等のコミュニケーションに支障がないとみられる場合。
2- 4	会場からの帰りはご家族が付き添うことになり、自宅までの送迎は不要といわれた。この場合、助成対象となるか。	送迎が片道のみの場合も、助成対象となります。
2- 5	接種会場に利用者を送った後、一旦会場を離れて他の利用者の送迎を実施した。その後、会場に戻って接種を終えた利用者を自宅に送り届けた。この場合は助成対象となるか。	2-3 参照。
2- 6	1回の送迎で複数の利用者に対して移動等支援を実施した場合は、全員が助成対象となるか。	助成対象となります。ただし、複数名に対して移動等支援を実施する場合は、利用者の介助が適切に実施でき、安全が担保できる範囲の人数で実施してください。
2- 7	移動等支援を行う職員の職種や人数に決まりはあるか。	特に決まりはありません。利用者の送迎や会場内での介助に必要な職員体制で実施してください。
2- 8	接種の予約はご家族が行ったため、予約の支援は実施しなかったが、助成を受けられるのか。	接種予約をご家族が実施した場合でも、本人・ご家族や接種機関等と接種当日の予定等に係る調整等を実施した場合は、助成要件の「予約に係る相談又は支援」を実施したものとします。
2- 9	ワクチン接種の2回目のみ移動等支援を実施したが、助成対象となるか。	助成対象となります。
2-10	移動等支援を実施したが、当日問診の結果、ワクチンを接種できなかった。この場合も助成対象となるか。	ワクチンの接種ができなかった場合でも、助成対象となります。
2-11	移動等支援の記録は、どのようなことを記録すればいいか。	利用者ごとに、以下の事項について記録してください。 ・利用者氏名、被保険者番号 ・接種年月日、実施時間、接種券番号、接種回次 ・接種予約や接種当日の支援記録

3 助成金の申請・交付について

	質 問	回 答
3- 1	助成金の交付申請はいつまでに提出すればいいか。	提出された申請書類は随時審査を行い、毎月末日までの提出分を、翌月下旬に支払います。 申請の最終期限は、 <u>令和4年9月30日</u> （必着）です。